

平成 31 事業年度 病床転換助成事業関係業務事業計画

平成 31 事業年度における病床転換助成事業関係業務の事業計画は、次のとおりとする。

1. 高齢者の医療の確保に関する法律（以下「法」という。）附則第 11 条第 1 項の規定に基づき、保険者からの病床転換支援金等の徴収並びに都道府県に対する病床転換助成交付金の交付等を行うものである。

2. 病床転換助成事業関係業務に要する事務費に充てるため、保険者から法附則第 7 条第 1 項の規定による病床転換助成関係事務費拠出金として、

36,084 千円

を徴収することを予定している。

3. 法附則第 6 条第 1 項の規定による病床転換助成交付金として、

278,400 千円

を交付することを予定している。